

刑事拘禁制度改革

実現本部ニュース

No.1 (通算87)
2004年4月1日

拘禁二法案対策本部は「刑事拘禁制度改革実現本部」に変わります

拘禁二法案対策本部は、監獄法改正が新たな段階を迎えたことに伴い、3月1日全体会議の議を経て、4月より「刑事拘禁制度改革実現本部」に改組、改称することとなりました(設置要綱改正。3月19日理事会承認、4月1日施行)。

改正後の目的・任務は、以下のとおりです。
「日弁連第33回定期総会及び第54回定期総会の決議にしたがい、代用監獄の廃止及び国際水準に合致した未既決の刑事拘禁制度改革を実現するため、強力な諸運動を企画し、実行する。」
組織体制は、基本的に従前どおりです。より一層のご支援、ご協力をお願いします。

●このニュースについては
刑事拘禁制度改革実現本部までお問い合わせください●

監獄法改正をめぐる動き

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長 西嶋 勝彦(東京弁護士会)

法務省の作業体制

行刑改革会議の提言を受けて、いよいよ監獄法改正作業がスタートした。

法務省は、まず立法を待たずに直ちに実施できる方策と立法事項をふり分ける作業をすると言っている。前者の検討項目として次のものを挙げています。

- 1 受刑者処遇の在り方に関して
(1) 刑務作業の時間短縮による教育的処遇等の充実(試行)
(2) 中国との受刑者移送条約の早期締結
- (3) 保護房のリニューアル
- (4) 外部交通取扱要領の公表

2 行刑運営の透明性の確保に関して

- (1) 受刑者釈放時アンケートの実施及びその結果公表
- (2) 広報のための施設見学の制度化
- (3) 矯正施設における死亡事案の全件公表

3 人権救済のための制度の整備について

- 4 矯正医療の在り方に関して
外部医療機関との連携体制の構築
- 5 職員の人権意識の改革に関して
行動科学的な視点を取り入れた実務に即した人権研修

しかし、主眼が監獄法改正であることは明らかである。現在までに判明している法務省の立法作業をめぐる体制づくりは、概ね次のとおりと要約できよう。

(1) 省を挙げて行刑改革を推進するに際しては、事務次官を委員長とする「行刑改革推進委員会」を設け、法案づくりをすすめる。
(2) 上記委員会の下部機関として、矯正局を中心とした監獄法改

法制審と日弁連のコミット

この作業体制がすでに始動していることになるが、問題は、法制審議会との関係、作業中の案について日弁連がどこまでコミットできるかである。

前者については、基本法たる監獄法の改正である以上、当然法制審に諮問されるはずであり、提言の内容も全体的に昭和55年(1980年)答申(監獄法改正の骨子となる要綱)をこえることは明らかであるから、再諮問されることは疑いない。

法務省も、このことは認めるが、前記答申をこえる部分のみをかけるという説明もあり、要綱化されたものかそれ以前の草案のままかを含めてどのようなかたちにかかるとは、必ずしもはっきりしてはいない。また、いつかかるかの時期についても不明である。後者については、法務省側は、

未決拘禁者処遇等の取り扱い

提言は受刑者の処遇についてだけしか答申していない。提言も、「受刑者と未決拘禁者の法的性質の違いなども踏まえ、細かく検討

正チーム(審議官、総務課長、参事官、局付検事2人、調査官、事務方等総計15人)をつくらせて、改正案づくりの下作業をする。
(3) 行刑改革会議の委員(曾野氏を除く)が行刑改革推進委員会の顧問となり、その作業をフォローする。

くり返し、法制審にかけられる前はもとより、法案もしくは要綱としてまとまる前に、そのつど日弁連に呈示し、意見を聴くと明言している。本年5月の連休明けごろには、最初の案が示されることになる。

この点については、日弁連と矯正局の間で、受刑者処遇をめぐる勉強会(第一段階)を重ね、引きつづき法改正について協議する場として第二段階を想定していたところであるが、日弁連は今まさに第二段階として法案づくりを協議したいと申し入れてきた。先の法務省側の説明は、この「第二段階」とは異なっているが、実質的に日弁連が法案作成過程にコミットできる場として評価すべきであろう。刑事施設法案が突如、国会提出された20年前の悪夢は、回避されるわけである。

行刑改革に向けた討議、活発に

第62回拘禁二法案対策本部全体会議

刑事拘禁制度改革実現本部委員 田原 裕之(名古屋弁護士会)

2004年3月1日、日弁連拘禁二法案対策本部第62回全体会議が開催された。昨年12月に行刑改革会議の提言がなされて以降、初めての全体会議である。

行刑改革会議提言をうけて

冒頭、本林本部長(日弁連会長)の開会あいさつの後、西嶋事務局長から、法務省に未決者処遇を含めた法改正を行う動きがあること、日弁連は、今回の改革は行刑改革会議提言を受けてなされるものであり、同会議で議論されなかつた代用監獄を含む未決者処遇については別途慎重な検討がなされるべきである旨の見解を法務省に伝えたことが報告され、この法務省の動きに日弁連がどのように対応すべきかが問題提起された。

「刑事拘禁制度改革実現本部」へ

現在、監獄法改正、行刑改革問題は新たな展開を遂げている。「拘禁二法案対策本部」は、運動目的の面でも、名称の面でもこのようにな事態の進展に対応したものといいたい現状がある。そこで、本対策本部を「刑事拘禁制度改革実現本部」と改組、改称することが提案され、討議の結果、提案が承認された(なお、本提案にもとづ

未決等も今回の立法作業の対象である、未決等を欠いた監獄法改正は考えられないという向きがある。しかし、今回の法改正は、受刑者についてのみとするのが提言の正しい理解であり、関係者の一致した認識と思われる。未決、代用

監獄そして死刑確定者については、改めて審議機関を設けて検討し、その答申をまわって立法作業を進めるべきが当然のほうである。そこで、日弁連は、未決と受刑者を分離し、今回の立法は受刑者のみに限定すべきである旨の申入れを法務大臣に行った(2月3日)。

この関連で、自民党も行刑行政に関する特命委員会が、未決の処遇について検討をはじめたという情報がある。なお、警察庁の動きは表面化していないが、かつての代用監獄の恒久化につながる留置施設法案のような法案を準備するのではないかと警戒は必要であろう。

設置要綱改正は3月19日理事会で承認、4月1日施行)。なお、名古屋弁護士会からは久保井行刑改革会議委員を講師に招いて会内勉強会を開いたこと、東京弁護士会からは「刑事処遇判例集」第2版を発行したことが報告された。各弁護士会での取り組みの参考とされたい。

行刑改革会議提言についての日弁連の意見

行刑改革会議バックアップチーム副座長 小池振一郎(第二東京弁護士会)

日弁連は、本年2月、「行刑改革会議提言」についての日弁連の意見を理事会で採択し、法務省などに執行した。以下、提言のエッセンスを「」などで紹介しながら、日弁連の立場を述べる。

行刑の基本的理念

提言は、「国民に開かれた行刑を実現することこそが行刑改革の基本である」と明言。

「受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生および社会復帰を図る」という行刑の基本的理念を随所に明確に打ち出し、「再犯に至ることなく健全な状態で社会復帰を遂げる」ことが「最終的には国民全体の利益となる」とする。そして、「受刑者の人権が不当に抑圧された中では、真の意味での矯正は行い得ない」とまで断言する。

提言のこのような基本姿勢は高く評価する。

受刑者の特性に応じた処遇

提言が、「受刑者の特性」に応じた処遇を行うための分類を行い、累進処遇制度を廃止することにした点は、賛成できる。ただ、賃金制を導入せず、社会保険の適用をどことどこで退けた点は遺憾である。

薬物依存者を特定の施設、区画に集中し、特別な教育プログラムを実施するとの提言の方向性は、賛成できる。

所内規則の見直し

提言は、「軍隊式行進」と印象付けられることのないようなものに改められるべき」として、行進自体は存続することを容認するが、普通に歩けばよい。

また、「居室内における正座の強制」、「刑務作業中の一瞬の脇見」まで規律違反とすることにしている見直しを求めているが、それでは、居室内の「安座」の強制はいいし、「一瞬」でない「脇見」は懲罰の対象となることを容認しているように見える。

私語禁止の見直しなど、より全面的な見直しが求められる。

外部交通

提言は、親族との面会について、「遮蔽版のない部屋を用いたり、職員立会いを緩和するなどの配慮」を求めている。

友人、知人との面会については、「受刑者と社会との良好な関係の維持に重要な役割を果たす」ので「積極的に認めていく」と明言しながら、「無制限に認めるべきでなく、有益な場合に認める」としているのは、不徹底だ。社会復帰に有害でない限り原則として面会できるとすべきである。

電話については、「まず、開放処遇を受けている者から認めるなど、有益な場合に検討すべき」とするにとどまった。ようやく電話の導入が実現するのは喜ばしいが、最初からすべての受刑者に認める制度として提案されなかったのは残念である。

弁護士との面会は、「必要と認める場合は、職員立会いをしない」とした点は一歩前進だろう。

刑事施設視察委員会の創設

各行刑施設ごとに、「地域の市民のほか、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員等」からなる刑事施設視察委員会が創設される。その委員の選任は、「私の団体から推薦を得るなどの方法を検討」する。今次改革の目玉のひとつであり、高く評価される。

人権救済機関設置までの暫定的な刑事施設不服審査会

提言は、「被收容者の人権侵害に対し、公平かつ公正な救済を図るためには、矯正行政を所掌する法務省から不当な影響を受けることなく、独自に調査を実施し、法務大臣に報告を行う機関を設置することが必要不可欠」として、「人権擁護推進審議会の答申を最大限尊重して設置されることとなる、公権力による人権侵害等を対象とした独立性を有する人権救済機関が、可及的速やかに設置されるべき」と指摘する。

そして、「上記人権救済機関が設置されるまでは、若干時間が掛かるものと思われることから、それまでの間、暫定的かつ事実上の措置として、法務大臣が、情願及び再審査申立を処理するに当たり」刑事施設不服審査会を設置することとした。

この審査会は、矯正局から独立したものとなるが、法務省内に置かれ、委員は、法務省の職員が必ずされるものの、法務大臣が有識者から選任することとされ、その独立性には疑問がある。

しかも、「まず矯正管区長に審査の申立をし、さらに、法務大臣に再審査の申立」をした後ようやくこの審査会が登場するので

2003年11月、「受刑者の皆さんへ」と題する受刑者向けパンフレットを発行しました。

弁護士や受刑者本人、その家族、友人、間もなく刑の確定を迎える未決被收容者の方などから注文が寄せられ、2004年3月末日現在、4800部がはけています。予想以上のハイスピードで利用されており、うれしい限りです。

配付は、日弁連事務局で取り扱っていますし(定価3000円)、東京の弁護士会館地下1階の書店でも販売しています。日弁連のホームページにも掲載してありますので、そこからダウンロードすることもできます。

「受刑者に役立つ」を基本に3年かけて完成

このパンフレットの基本方針は、「受刑者に役立つこと」です。ですから、受刑者が自ら行動したり、看守と交渉したりするなどして、実現できるレベル

は、迂遠である。

医療

健康保険の適用を否定したことで、刑務所医療の保安体制からの独立性を実現できなかったことなどに、不満が残る。

刑事施設法案の位置づけ

提言は、刑事施設法案が「被收容者の権利を明示する」としているが、同法案は、実は、当局

がその裁量により被收容者の権利を制限する権限を付与するものでしかなかった。

1980年法制審議会答申に基づいて刑事施設法案が国会に提出されてからすでに20年を経過している。この間、「国際的に見ても、欧州を中心として行刑の姿が大きく変わった」のだから、今回の立法作業がこの刑事施設法案を土台とするような愚をおかしてはならない。

未決の検討機関を

提言は、「『受刑者』に焦点を当てて検討した」ため、「受刑者と未決拘禁者の法的性質の違いなども踏まえ、細かく検討しなければならぬ問題点もある」と速やかにこの点の検討を行うことを期待する」と結んでいる。提言から残された諸課題について、緊急に、行政改革会議に続く検討機関を設置するよう強く求める。

公になり、行刑改革会議が設置されるなどして、受刑者問題への関心が高い時期に発行できたのは、かえって幸いではなかったかと思っています。日本経済新聞では、社会面で大きく取り上げられました(関東では2003年12月24日朝刊、他地域は本年1月に順次掲載)。

このパンフレットを利用するトラブル解決・回避の資料に

受刑者向けパンフレット

「受刑者の皆さんへ」を発行

刑事拘禁制度改革実現本部委員 水野 英樹(第二東京弁護士会)

まさにお読みくださると、執筆者の苦悩がお分かりいただけるのではないかと思います。そして、この調整が主な理由となつて、作成決定から発行まで3年近くの時間を要しました。

名古屋刑務所事件で

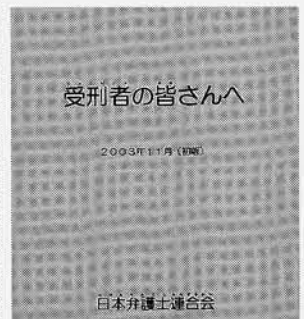
注目 名古屋刑務所事件で、発行が遅れたために、その間に名古屋刑務所手錠事件が

ことなく服役を終えることができれば、それにしたことはありません。しかし、刑務所内での人間関係は難しいものがあるようですし、「拘禁」という権力が実力行使という形で具現する場面ですから、いつトラブルがあってもおかしくありません。その時に、受刑者が的確な対応をすれば、大きなトラブルは回避できる可能性があります。また、受刑者が的確な対応をするによって、刑務所側

日弁連の国際室では、このほか外国人向けに、このパンフレットの英訳版を作成しました。当本部では英訳版作成にあわせて、外国人特有の問題として、通訳や翻訳、宗教上の理由による食事制限への対応、受刑者移送条約の3項目を加筆した第2版も作成しました。

なお、この種のパンフレットの作成は初めての試みですので、設問の設定、回答の仕方など不十分な点があるかと思えます。これからも利用者の声を聞きながら、バージョンアップをしていく必要があると考えています。

ぜひ、このパンフレットについてのご意見を当本部にお寄せください。改訂時の参考にさせていただきます。改訂時の参考にさせていただきます。



受刑者の皆さんへ
2003年11月(初版)
日本弁護士連合会
日弁連ホームページからも入手できる